

介護保険に関する条例の一部を改正する条例の概要

鶴ヶ島市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正並びに第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料等を改正するものです。

2 現行の条例

現行の条例では、市の責務、事業者の責務、介護認定審査会の委員の定数、保険料率、保険料の納期、保険料の額の通知等、保険料の徴収猶予、減免、介護保険運営審議会等について定めています。

3 主な内容

- ・保険料（第7条）

| 第9期介護保険料基準額(月額) | | 4,850円 | |
|-----------------|--|-----------------|--------------------|
| 保険料段階 | 対象者 | 保険料率 | 保険料額 |
| 第1段階 | ・生活保護受給者及び市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者 | 0.285 ※0.455 | 16,587円 26,481円 |
| 第2段階 | 市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の者 | 0.485 ※0.685 | 28,227円 39,867円 |
| 第3段階 | 市民税非課税世帯で本人の年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える者 | 0.685 ※0.69 | 39,867円 40,158円 |
| 第4段階 | 世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者 | 0.85 | 49,470円 |
| 第5段階 | 世帯課税で本人非課税、かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える者 | 1.00 | 58,200円 |
| 第6段階 | 本人市民税課税で合計所得金額が120万円未満の者 | 1.15 | 66,930円 |
| 第7段階 | 本人市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者 | 1.25 | 72,750円 |
| 第8段階 | 本人市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者 | 1.35 | 78,570円 |
| 第9段階 | 本人市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の者 | 1.45 | 84,390円 |
| 第10段階 | 本人市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の者 | 1.55 | 90,210円 |
| 第11段階 | 本人市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の者 | 1.65 | 96,030円 |
| 第12段階 | 本人市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の者 | 1.75 | 101,850円 |
| 第13段階 | 本人市民税課税で合計所得金額が720万円以上800万円未満の者 | 1.85 | 107,670円 |
| 第14段階 | 本人市民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満の者 | 1.95 | 113,490円 |
| 第15段階 | 本人市民税課税で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の者 | 2.05 | 119,310円 |
| 第16段階 | 本人市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の者 | 2.15 | 125,130円 |

※公費負担による低所得者軽減の適用前の状況

鶴ヶ島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

厚生労働省令の「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、介護支援専門員1人に対する利用者の数等の改正をするものです。

2 現行の条例

現行の条例では、指定居宅介護支援事業者の指定に関する要件、指定居宅介護支援事業の人員、運営に関する基準等について定めています。

3 主な内容

(1) 管理者及び介護支援専門員の配置基準の緩和

- ・指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人に対する利用者の数を改めました（第4条）。
- ・指定居宅介護支援事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所でなくても差し支えないと改めました（第5条）。

(2) 身体的拘束等の適正化

- ・指定居宅介護支援の提供の際、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録することについて定めました（第15条第2号の2、第2号の3及び第31条）。

(3) その他

- ・指定居宅介護支援の開始に際し、居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等の指定居宅サービス事業者の割合について、利用者に説明し、理解を得ることを努力義務と改めました（第6条）。
- ・利用者の状態を把握するための居宅への訪問頻度について、他の指定居宅サービス事業者と情報を連携する等の条件を満たした場合は緩和することについて定めました（第15条第15号）。
- ・指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載しなければならないことについて定めました（第24条）。

鶴ヶ島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

介護保険法一部改正において、居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けることが可能となったことから、厚生労働省令の「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行う場合の人員に関する基準等を改正するものです。

2 現行の条例

現行の条例では、指定介護予防支援事業者の指定に関する要件、指定介護予防支援事業の人員、運営、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めています。

3 主な内容

(1) 指定居宅介護支援事業者が行う指定介護予防支援の基準整備

- ・指定居宅介護支援事業者が市町村からの指定を受けて指定介護予防支援の提供に当たる場合の人員及び運営基準について定めました（第4条、第5条、第12条及び第32条第1項第29号）。

(2) 身体的拘束等の適正化

- ・指定介護課予防支援の提供の際、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録することについて定めました（第32条第2号の2、第2号の3及び第30条）。

(3) その他

- ・利用者の状態を把握するための居宅への訪問頻度について、他の指定居宅サービス事業者と情報を連携する等の条件を満たした場合は緩和することについて定めました（第32条第16号）。
- ・指定介護予防支援事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載しなければならないことについて定めました（第23条）。

鶴ヶ島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

厚生労働省令の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、(看護)小規模多機能型居宅介護の管理者の兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする規定等を改正するものです。

2 現行の条例

現行の条例では、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」等の基本方針、人員、設備、運営に関する基準等について定めています。

3 主な内容

(1) 管理者の兼務の範囲

- ・指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型を限定しないと改正するもの（第84条）。
※上記について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についても同様に改めました。

(2) 協力医療機関との連携体制

- ・指定認知症対応型共同生活介護事業者が定める協力医療機関について、利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師等が相談対応を行う体制のある協力医療機関を定めるように努めることについて定めました（第125条第2項）。
※上記について、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（義務付け）についても同様に定めました。

(3) 身体的拘束等の適正化

- ・指定指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の際、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録することについて定めました（第25条第1項第8号、第9号）。
※上記について、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護についても同様に改めました。

(4) その他

- ・令和6年3月末廃止される介護療養型医療施設の名称削除（第7条）

- ・運営規程の概要等の重要事項等について、原則としてウェブサイトに掲載しなければならないこととの規定（第35条）
- ・生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化（第130条第11項）

鶴ヶ島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

厚生労働省令の「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、介護予防小規模多機能型居宅介護の管理者の兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする等を改正するものです。

2 現行の条例

現行の条例では、「介護予防認知症対応型通所介護」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護」等の基本方針、人員、設備、運営、地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めております。

3 主な内容

(1) 管理者の兼務の範囲

- ・指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所でなくても差し支えないと改めました（第7条）。
※上記について、介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護についても同様に改めました。

(2) 身体的拘束等の適正化

- ・指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の際、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録することについて定めました（第40条第1項第10号、第11号）

(3) その他

- ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が定める協力医療機関について、利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師等が相談対応を行う体制のある協力医療機関を定めるように努めることについて定めました（第83条第2項）。
- ・運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載しなければならないこととの規定（第33条）